

タブレット保証サービス約款（セーブマンプロ・セーブマンスタンダード専用タブレット）

第1条（約款の適用）

本約款は、株式会社高研（以下、当社といいます）が提供する「タブレット保証サービス（セーブマンプロ・セーブマンスタンダード専用タブレット）」（以下、本件サービスといいます）について定めるものです。対象製品を購入された方（以下、お客様といいます）が、本件サービスに申し込まれた場合には、本約款に同意されたものとさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

第2条（定義）

本約款中、以下の用語は以下の内容を意味します。

- (1) 対象製品とは、本約款第3条に定める製品をいいます。
- (2) 「タブレット保証サービス（セーブマンプロ・セーブマンスタンダード専用タブレット）」とは、本約款に定める対象製品の修理または交換に関する定額サービスをいいます。
- (3) 修理とは、日本国内において故障した対象製品について、出荷時の機能、性能の修復または維持を目的として、修理時に当社が診断した結果に基づき、当社工場または当社委託工場にて行う、対象製品の再設定（再インストール等）、機能が同等の新品部品または機能が同等であると保証された再利用部品と故障した部品の交換作業をいいます。
- (4) 修理不能とは、以下の場合をいいます。
 - i 通常の方法により修理を試みても、対象製品について、出荷時の機能、性能の修復または維持が困難であると当社が判断する場合。
 - ii 通常の方法による修理金額（税別の修理見積額）が本約款第4条3項に記載する料金を超えると当社が判断する場合。
- (5) 交換とは、修理不能と判断された対象製品に代えて同等の新品（以下、同等品といいます）を交付することを言います。

第3条（対象製品）

本件サービスは、以下の製品が対象となります。

- (1) セーブマンプロ LM-119P 専用タブレット
 - (2) セーブマンスタンダード LM-119S 専用タブレット
2. 本件サービスはお客様が当社または当社代理店（二次店、三次店等の販売店を含みます）から購入により取得された前項記載の製品の新品が対象となり、中古品、新古品、贈答品、交換品（初期不良による交換品を除く）は含まれません。

第4条（本サービスの内容）

本件サービスには、以下の内容が含まれます。

- （1）対象製品の修理（水濡れ、水没、落下による破損も対象。但し、交換と合わせて、1年間あたり最大2回まで）
- （2）修理不能の対象製品の交換（水濡れ、水没、落下による破損も対象。但し、修理と合わせて、1年間あたり最大2回まで）
- （3）対象製品をお客様へ返送する際の送料

2. 本件サービスの有効期間は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とします。但し、初年度については、期間途中で加入できるものとし、次年度以降は、本約款第5条（2）に定める継続申込をしていただくことで継続延長することができます。（ただし本約款第14条に該当した場合はその時点で本件サービスは終了し、以降改めて本件サービスの継続を申し込むことはできません。）

3. 本サービスの料金は、対象製品1台（但しセーブマンプロ LM-119P用タブレットについては、2枚1セットを1台として取り扱います）につき1年間あたり下記のとおりとします。但し、初年度については別表に記載の金額とします。

<対象製品>	<本件サービスの料金（標準価格）>
セーブマンプロ LM-119P用タブレット	60,000円（税別）
セーブマンスタンダード LM-119S用タブレット	30,000円（税別）

4. 本サービスによる修理および交換については、修理と交換を合わせて、1年間（初年度については加入日から翌年3月31日まで）あたり2回までとし、交換を2回行った場合（セーブマンプロ LM-119P用タブレットについては、タブレットが2枚とも同時に故障し、2枚とも同時に修理または交換になった場合、1回とみなします。）、その他本約款第14条に該当した場合はその時点で本件サービスは終了します。この場合、本件サービスが終了した対象製品について、修理および交換を申し込むことはできません。

第5条（本サービスの申込方法）

（1）初回申込

本件サービスは、対象製品の購入時に当社または当社代理店に所定の申込書を提出してお申し込みいただけます。（対象製品の購買記録、料金のお支払いの確認などの審査を行い、問題がないと確認できた時点で本件サービスを開始させていただきます。）

（2）継続申込（最大7回まで）

本件サービスを次年度以降も継続してお申し込みになる場合、原則、毎年3月15日までに所定の申込書を提出してお申し込みいただけます。（対象製品の購買記録、料金のお支払いの確認などの審査を行い、問題がないと確認できた場合、翌年度（4月

1日) からさらに1年間、本件サービスを継続させていただきます。但し、本件サービスを継続してお申し込みいただける回数は、各対象製品1台(但し、セーブマンプロ LM-119P 専用タブレットについては2枚1セットを1台として扱います。)につき最大で7回までとなります。継続申し込み後、翌年度の開始までに本件サービスが終了した場合、継続のお申し込みは効力を失います。)

第6条(修理・交換の手続き)

当社または代理店にお電話、FAX または電子メールにて、修理をお申し込みください。対象製品の故障の内容や使用状況をお伺いの上、対象製品および付属品(AC アダプタ等)を当社までお送りください。なお、当社までの送料はお客様のご負担となります。当社にて修理可能と判断する場合は修理を実施し、修理不能と判断する場合は対象製品(付属品の故障が原因の場合は当該付属品)と同等品と交換いたします。なお、修理または交換にかかる期間は故障や代替品の在庫の状況を確認し、別途ご連絡させていただきます(年未年始、年度末、学校の夏季休業期間などの繁忙期は、通常よりお時間をいただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。)

2. 以下に該当する場合は、対象機器の修理・交換は行わずお客様に返却させていただきます。

- (1) お客様が申告された故障が、当社にて確認できない場合
- (2) 当社の同意のない分解、加工、改造(当社の同意のないアプリ、その他ソフトウェアのインストールを含む)または当社以外による修理、補修がされている場合
- (3) 誤った使用(Wi-Fi 機能を利用したインターネットへの接続を含む)により故障したと当社が判断する場合
- (4) 修理の必要がないと当社が判断する場合
- (5) お送り頂いた対象製品が本件サービスを申し込まれた対象製品と異なる場合(シリアルナンバーの不一致など)
- (6) 本約款第11条のうち一つにでも該当する場合

3. 前項(3)または(5)の場合、別途有償修理で対応できる場合もありますので、どうしても修理を希望される場合は修理見積りをご依頼ください。

第7条(中途解約、引き継ぎ)

本件サービスは期間途中での変更や解約することができません。また理由の如何を問わず一度お支払いいただいた代金を返金することはできません。

2. 本件サービスは申込人以外が受けることはできません。法人、支店、支所などの統廃合などにより、申込人以外に移転、譲渡、引き継ぎ等をする場合は当社の同意が必要となります。

第8条（保証対象外製品）

以下の製品等は本件サービスの対象とはなりません。

- （1）タブレットの付属品（ACアダプタを除く）
- （2）セーブマンプロおよびセーブマンスタンダードの本体、付属品（本件サービスの対象となるタブレットおよび当該タブレットのACアダプタを除く）、消耗品

第9条（対象外のサービス）

以下のサービスは、本件サービスに含まれておりません。

- （1）出張修理、その他当社工場以外での修理
- （2）対象製品内に保存されていたデータの復元
- （3）定期点検、保守点検、その他点検整備（修理に伴うものを除く）

第10条（対象外の保証）

以下の損害は、本件サービスによる保証の対象外となります。

- （1）ご購入後1年以内の初期不良（本件サービス加入の有無にかかわらずご購入後1年以内の初期不良は別途保証されます）
- （2）対象製品の瑕疵、故障または損傷に起因して、お客様および第三者に生じた生命、身体の損害
- （3）対象製品の瑕疵、故障または損傷に起因して、他の財物（電子データを含む）に生じた故障、損傷もしくは汚損等の損害
- （4）対象製品の瑕疵、故障、損傷、修理、点検または整備に起因して、対象製品、その他の財物が使用できなかったことによって生じた損害

第11条（免責事項）

以下に該当する場合は、本件サービスは適用されません。

- （1）Wi-Fi環境、その他通信環境による不具合
- （2）対象製品について、本件サービスの開始が確認できない場合（申込のみでは手続きは完了しません。）
- （3）お申し込み後の審査により、本件サービスの適用ができないと当社が判断した場合
- （4）お支払い期限までに、本件サービスの料金のお支払いが確認できない場合
- （5）加工、改造、当社以外による修理により生じた破損
- （6）本件サービスのお客様控え（「定額修理サービス・タブレット保証サービス申込書 兼 約款同意書」）がない場合
- （7）原因の特定ができない不具合
- （8）経年劣化が原因の性能低下、性能の一部不発揮
- （9）自然損耗、摩滅、錆、カビ、蒸れ、腐敗、変質、変色、電池の液漏れ、ねずみ食い虫

食いによる不具合

- (10) 消耗品の交換または分解作業を伴わない調整や手直し
- (11) 盗難による損害
- (12) 日本国外で生じた損害
- (13) 対象製品の購買記録, 料金のお支払い, 購買記録とシリアルナンバーの整合が確認できない場合
- (14) 修理の申し込みの意思表示が, 当社に到着した時, 既に本件サービスの有効期間が終了していた場合
- (15) 対象製品の付属品類, 周辺機器, ソフトウェア, アクセサリ等本体以外の付属品に単独で生じた故障
- (16) 対象製品と併せて使用する医療機器, 周辺機器, ソフトウェア, アクセサリ等対象製品以外の瑕疵, 故障または破損に起因した本体の故障
- (17) 他の保険や保証制度等により求償可能な場合
- (18) 当社(当社代理店を除く)以外に修理を依頼された場合
- (19) 置き忘れ, 紛失等の注意管理不足と判断される状態(飲酒, 放置等を含みます。)での損害
- (20) 以下の事由により生じた破損
 - i 使用者の故意または重大な過失
 - ii 取扱説明書記載以外の使用
 - iii 自然損耗, 摩滅, 錆, カビ, 蒸れ, 腐敗, 変質, 変色, 電池の液漏れ, ねずみ食い, 虫食い
 - iv 不適切な使用または維持管理の不備により生じた錆, カビ, 埃, 虫食いや傷
 - v 地震, 噴火, 津波, 地盤変動, 地盤沈下, 風水害, その他の自然災害, ガス害, 塩害, 公害, 異常電圧
 - vi 火災, 落雷, 破裂, 爆発または外部からの物体の落下, 飛来, 衝突もしくは倒壊等の偶然かつ外来の事由
 - vii 核燃料物質(使用済核燃料を含みます), 放射性物質もしくはそれに汚染された, もの(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性, 爆発性その他の有害な特性によって発生した事故。
 - vii 戦争, 外国の武力行使, 革命, 政権奪取, 内乱, 武装蜂起その他これらに類似の事変または暴動。(群衆または多数の者の集団行動によって全国または一部の地区において著しく平穏が害され, 治安維持上重大な事態と認められる状態)
 - viii 差押え, 徴発, 没収, 破壊等、国または公共団体の公権力の行使
 - ix 詐欺または横領

第12条（お客様の負担となるもの）

- （1）対象製品の当社工場までの送料，持参する場合の交通費，当社または当社代理店への通信費（フリーダイヤルの場合を除く）はお客様のご負担となります。
- （2）対象製品を当社工場まで送付頂く場合，適切な梱包の上，紛失防止のため，追跡，受渡ができる宅配便等をご利用ください。ご送付においてお客様に過失があった場合には，当社は保証できかねますのでご注意ください。
- （3）対象製品を当社で廃棄する場合の諸費用（リサイクル費用を含みます），引き取り費用はお客様のご負担となります。

第13条（その他）

- （1）経済情勢の変化，修理コストの著しい増加による採算悪化等により第4条第3項に定める本件サービスの価格が不相応になった場合に，価格を改定することがあります。
- （2）対象製品または対象製品の部品の生産終了により，本件サービス（新規または継続の申込受付を含む）は終了することがあります。
- （3）修理・交換により取り外した部品、同等品と交換した対象製品（故障したもの）の所有権は当社に帰属します。

第14条（本件サービスの終了）

以下に該当した場合，本件サービスは終了します。

- （1）修理または交換を1年間（初年度については加入日から翌年3月31日まで）に，合わせて2回行った場合
- （2）本件サービスの有効期間が満了し，かつ，継続できなかった場合
- （3）7回目の継続申し込みによる本件サービスの有効期間が終了した場合

第15条（秘密保持）

当社とお客様は，本件サービスに関連して知りえた相互の業務上の秘密，その他の秘密を相手方の了解なく，第三者へ開示または漏洩しないものとします。

第16条（紛争）

本件サービスまたは本約款に起因して生じる訴訟については，東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とさせていただきますので，あらかじめご了承ください。

第17条（約款の変更）

当社は、当社ホームページへの掲載その他当社所定の方法によりお客様へ通知することにより、本約款を予告なく変更することができるものとします。お客様におかれましては随時最新の本約款をご確認頂き、最新の本約款をご承諾の上で、本件サービスをご利用いただくものといたします。

本約款の変更後に、本件サービスのご利用（継続・修理・交換等）のお申込みをしたことをもって本約款の変更に同意したものとみなします。

第18条（協議）

本約款に定めのない事項、その他対象製品の修理につき疑義の生じた事項については、お客様と当社の間で別途協議し、決定させていただきます。

第19条（特例）

本約款第5条（1）にかかわらず、2021年3月末までに対象製品を購入された方は、2021年4月末まで本件サービスに申し込めるものとします。但し、本件サービスを遡って適用することはできません。

以上

タブレット保証サービス約款（セーブマンプロ・セーブマンスタンダード専用タブレット）
（2019年11月29日作成）
（2022年 3月31日改訂）

(約款第 4 条 3 項別表) 初年度料金表

		タブレット保証サービス	
		セーブマンプロ	セーブマンスタンダード
対象製品			
標準価格 (年間)		60,000 円	30,000 円
加入月毎の料金	4 月	60,000 円	30,000 円
	5 月	58,000 円	29,000 円
	6 月	56,000 円	28,000 円
	7 月	54,000 円	27,000 円
	8 月	52,000 円	26,000 円
	9 月	50,000 円	25,000 円
	10 月	48,000 円	24,000 円
	11 月	46,000 円	23,000 円
	12 月	44,000 円	22,000 円
	1 月	42,000 円	21,000 円
	2 月	40,000 円	20,000 円
	3 月	38,000 円	19,000 円